

荒川大麻生公園 利用料金表

令和元年10月1日～令和2年3月31日の期間に適用

項 目		単 位		単 価
物品の販売及びこれに類する行為	公園内	1 m ² 当たり	1 日	33円
業として行う写真の撮影	公園内	1 件	半日	6,600円
			1 日	13,200円
業として行う映画等の撮影	公園内	1 件	半日	14,900円
			1 日	29,800円
興行及びこれに類する行為	公園内	1 m ² 当たり	1 日	17円
競技会、集会、展示会、博覧会 その他これらに類する催し	公園内	1 m ² 当たり	1 日	2円
広告物の表示 (屋外広告物条例違反と ならないものに限る)	公園内	表示面積 1 m ² 当たり	1 カ月	2,200円 (但し、A3サイズ以内 は一律1,000円)

行為の許可	利用を希望される方は指定管理者 ((公財)埼玉県生態系保護協会) までお問い合わせください。(TEL:048-645-0570) 3～5営業日で許可の可否をご連絡いたします。
-------	--

- ※ 国及び地方公共団体（同等の団体含む）が主催、共催若しくは後援する公益的事業に係る許可については、上記の金額にかかわらず無料とする。
- ※ 学校教育法の規定による学校（大学、専修学校、各種学校は除く）、児童福祉法にいう保育所の事業に係る許可については上記の金額にかかわらず無料とする。
- ※ 利用する面積が1㎡未満であるとき、又は、その面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算するものとする。
- ※ 上記の行為許可のうち「物品の販売及びこれに類する行為」、「興行及びこれに類する行為」及び「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」については、上記に掲げる金額に利用面積（㎡）を乗じて得た金額とする。

- ※ 上記の表に基づいて算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- ※ 表の行為許可のうち「物品の販売、興業その他の営業行為」、「協議会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」を行い、かつ、入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、入場料又はこれに類するものの5.5%に相当する額又は50,100円のいずれか高い額とする。
- ※ 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、表の料金にそれぞれ実費相当額を加えた額とする。
- ※ 広告物の表示は1か月未満の掲示であっても1か月分の料金を納付するものとする。
- ※ 障害者に対する施設利用料の減免制度を設けていません。詳細は指定管理者（公財）埼玉県生態系保護協会までお問い合わせください。

■ 利用イメージ（詳細はお問い合わせください。）

- ・ スポーツ大会の実施（広場1面1日 約1万～1.8万円）
- ・ テレビ等の撮影（1日 2.98万円+実費（鍵開け等））
- ・ フリーマーケット等の開催
（広場1面1日 約1万～1.8万円）
（2m×2mの区画で約130円）（火器の使用不可）
- ・ 広告の掲示（A3 1か月 2200円）

■ 利用料金等の納期限

事前納付又は利用当日。ただし、納付が確実に認められるものは請求書払いを認めるものとします。請求書を発行した場合、発行した日から15日以内を納期限としますが、やむをえないと認められる場合は翌月末までの適切な日とします。